宮城県における環境影響評価条例等の見直しに係る対応

※ 以下、平成24年8月30日に開催された環境審議会における配付資料

資料1-2

環境影響評価条例等の見直しに対する意見と 提出された意見を踏まえた対応方針案

1 県民意見募集手続(パブリックコメント)の結果

(実施期間:7月10日から8月9日まで)

意見提出なし

2 市町村意見照会の結果

(実施期間:7月11日から8月3日まで)

意見提出なし

3 学識経験者の意見

| 該当項目 | 意見の概要 | 県の考え方 (対応方針案) |
|----------|---|------------------------------|
| 方法書作成前手続 | 事業にあった。 事事事事方との まで、 事事をあれて、 事事をあれて、 事事をあれて、 事をのがであれて、 事をのがでででででででででででででででででででででででででででででででででででで | 現段では、配慮書手続は設定しない。 (1) 条 解では、 |
| | | |

風力発電所 対象化

法対象となる 7,500kW より の設置又は変しいさい規模から条例対象と る。 更事業の条例すべきである。

> 事業地が山の上になる場合してする。 など、景観への影響が相当大 ある。

条例の対象事業として設定す

対象規模要件については, 法対 象規模よりも小さいものから対象

具体的な規模要件については, きくなる場合については、1 ||他県の状況や実際の設置状況等を 基から条例の対象とすべきで脚踏まえて設定することとする。

4 その他、意見がなかった事項についての対応案

| 該当項目 | 意見の概要 | 県の考え方(対応方針案) |
|----------------------------------|-------|--|
| 政令で定める市から 事業者への直接の意見 提出の新設 | なし | 当初の案どおり,知事が意見 を述べる場合については技術審 査会の意見を聴くことを追加規 定する。 |
| 方法書説明会の新設 | なし | 当初の案どおり,条例手続に 追加規定する。 |
| 方法書要約書の送付 | | |
| 電子縦覧の新設 | | |
| 法に基づく配慮書に 対する知事意見形成時 の手続 | なし | 当初の案どおり,技術審査会 に意見を聴くことを追加規定す る。 |
| 環境保全措置等の公 表の義務化 | なし | 条例対象事業における事後調査手続については,既に規定されているため,当初の案どおり, 条例等の改正は行わない。 |